

# 令和3年度指定の加古川市指定文化財

報恩寺の木造金剛界大日如来坐像を新たに加古川市指定文化財に指定

主催 組織	加古川市教育委員会
日時 決定日等	令和3年3月10日の定例教育委員会で議決
場所	—
内容	<p>このたび（3月10日）、加古川市教育委員会は、加古川市文化財審議委員会の答申を受けて、加古川市指定文化財として新たに1件を指定しました。</p> <p>新たに指定したものは、報恩寺（平荘町山角）所蔵の「木造金剛界大日如来坐像」1軀です。指定理由は、添付資料のとおりです。</p> <p>これにより、市内の指定文化財は、国指定23件（うち国宝2件）39点、県指定33件56点、市指定70件1,426点と、国登録9箇所37件となります。</p> <p>地域の文化財は、先人たちのくらしや地域の歴史や文化を物語るものです。こころ豊かな生活のために活用していくとともに、未来の人々のために大切に保存していかなければなりません。今後とも、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。</p>
対象（参加者）	
定員	
参加費	
申込先・方法	
目的・背景 その他	
市ホームページ	掲載予定（3月17日）
広報かこがわ	5月号に掲載予定 （関係施設等とおして配布する3月31日付け「文化財ニュース65号」に掲載予定）

## 加古川市指定有形文化財の指定について

令和3年11月16日（水）

報恩寺から「木造金剛界大日如来坐像 1 軀」の指定申請を受け付ける。

令和3年11月22日（月）

第2回加古川市文化財審議委員会（以下、「審議委員会」という。）で、申請に基づき「木造金剛界大日如来坐像 1 軀」の指定について、加古川市教育委員会から審議委員会に諮問し、審議が始まる。

令和4年1月20日（木）

第3回審議委員会で、現地調査及び審議が行われ、出席委員全員一致で「諮問のあった1件について、指定することを推薦する。」と議決される。

2月14日までに指定理由書（案）の確認を終える。

令和4年2月15日（火）

審議委員会から、諮問のあった1件について、新たに指定するよう指定理由書を添えて答申を受ける。

令和4年3月10日（木）

3月定例教育委員会で、審議委員会からの答申に基づき議決し指定する。

### 新指定文化財（1件）

種別	名称	数量	所有者	所在地
彫刻	木造金剛界大日如来坐像	1 軀	報恩寺	平荘町山角 466 番地の 1

### 参考／令和4年3月15日現在の市指定文化財の件数

種別	建造物	絵画	彫刻	工芸品	古文書	歴史資料	考古資料	無形文化財	民俗資料	史跡	天然記念物	合計
件数	4	10	16	9	6	1	16	1	2	4	1	70

・新指定歴史資料1件を含む

(新指定)

## 指 定 理 由 書

もくぞうこんごうかいだいにちによらいざぞう 木造金剛界大日如来坐像 1 軀 《彫刻》

所有者 報恩寺 所在地 加古川市平莊町山角466番地の1

寸法／ 像高 60.8cm、髪際高 45.6cm

材質及びその他の特徴／ 木造、彩色、割矧造、玉眼

時代／ 南北朝時代、14世紀

作者／ 康俊（東寺大仏師）と考えられる。

本像は、報恩寺の本堂向かって右の脇壇の簡素な木造厨子の中に安置されている智拳印を結ぶ金剛界大日如来像である。褪色と修理による変色により像容を損なっているところはあるが、端正な面相と少し重厚感のある自然な肉づきをした体軀の表現から、中世の優れた仏像であることがわかる。

材質はヒノキ材或いはヒバ材のようで、当初の彩色は、肉身部を金色とし、頭髮部は濃い瑠璃色で、衣部は切金で華やかな模様を施していたようである。光背は後補で、台座は請花部から上の大部分が当初のものである。

像底から内部構造を確認することができる。体幹部を前後に割矧いで内削りをした割矧ぎ造りで、頭部は体幹部上部から割り離し、両耳の後ろの線で前後矧ぎした割首で、玉眼を嵌入している。左右は肩部から外を各縦一材で、前は膝部から前を横一材で彫り出している。

この仏像についての詳しい記録は伝わっていないが、蓮華座下の箱台座の内側に慶安元（1648）年の再調墨書がある。

姫路市の円教寺の金剛薩埵坐像（県指定文化財）や如意輪寺の如意輪観音菩薩坐像（市指定文化財）と面相をはじめとした像容が酷似し、技法及び作風が共通していることから、作者については、これらの仏像を造像した東寺大仏師の康俊によるものと考えられる。

報恩寺は、和銅6（713）年開創、建治元（1275）年中興と伝え、県指定文化財となっている南北朝時代の古文書や石造品をはじめ、中世の多くの文化財を伝える真言宗の古刹で、同時代に康俊を庇護した播磨守護赤松氏と関係が深かった。

本像は、南北朝時代の優れた仏像であり、播磨地方にいくつかの作品が遺っている東寺大仏師康俊の作と考えられるもので、彫刻史上意義があるものである。

